

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 神戸市中央区港島6丁目6-1

事業者名 神戸新交通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
人員配置の工夫  障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三宮駅では、朝ラッシュ時間帯の利用者が多く、誘導整理及び乗降介助を行う要員が不足していることから、朝ラッシュ時間帯において、これらの旅客支援の拡充に必要な要員を外部委託により確保する。</li> <li>・駅業務に従事する係員について、原則として、サービス介助士の資格を取得した係員を配置する。</li> </ul>	<p>予定どおり実施済み。 (但し、異動者1名が、新型コロナウイルス感染症拡大による講習自粛により、サービス介助士資格の実技講習が受けられなかったため、令和2年度に受講する予定。)</p>

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援等のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ウェブサイト上の乗降支援等に関する情報提供について、バリアフリー施設のご案内の充実に向け、今年度中に当社ウェブサイトの改善を行う。</li> </ul>	予定どおり検討を行った。

## ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の乗降支援等を行うため、令和元年度の異動者である1名、令和2年度に駅職場へ配属及び異動となった係員9名が、令和2年度中にサービス介助士の資格を取得する。</li> </ul>	1名を除き、取得済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・神戸市バリアフリー基本構想に基づく協議会へ当社も参画し、必要に応じて協力を行う。

(3) その他

特になし

住 所 神戸市中央区港島6丁目6-1  
 業 者 名 神戸新交通株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 城南 雅一

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

基本方針における令和3年度以降の次期目標値設定の  
 検討  
 (新基準に対する適合状況)

鉄道事業者名	共用駅名	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーター設置数	その他降機の数	傾斜路の数	路所の数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応改札口の設置の有無	障害者対応券機の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の有無	段差への対応	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者対応の設置の有無	転落防止のための設備の有無
																							○	○	○	○	○
	ポートターミナル	駅	ポートアイランド線	兵庫県 神戸市 中央区	835	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	
	中公園	駅	ポートアイランド線	兵庫県 神戸市 中央区	8,262		○	○	3	3	3 (3) 基	2 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	
	中埠頭	駅	ポートアイランド線	兵庫県 神戸市 中央区	3,215	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	
	北埠頭	駅	ポートアイランド線	兵庫県 神戸市 中央区	1,648	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	
	南魚崎	駅	六甲アイランド線	兵庫県 神戸市 東灘区	1,798		○	○	1	1	3 (3) 基	基	基	箇所	○	○	×	○	○	○	1	○	○	○	○	○	
	アイランド北口	駅	六甲アイランド線	兵庫県 神戸市 東灘区	8,441	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	
		駅	線								基	基	基	箇所													
		駅	線								基	基	基	箇所													
		駅	線								基	基	基	箇所													
		駅	線								基	基	基	箇所													
		駅	線								基	基	基	箇所													
		駅	線								基	基	基	箇所													
		駅	線								基	基	基	箇所													
	(合計)	6 駅				4 駅	5 駅	6 駅	8	8	6 6 駅 10 (10) 基	5 2 駅 6 (2) 基	0 駅 0 基	0 0 駅 0 0 箇所	6 駅	6 駅	5 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	

※平日の在駅時間が6時間以上(三宮駅の始発～終電までの約30%)を有人、それ以外は一部有人とする。  
 ※平日の在駅時間が6時間以上(住吉駅の始発～終電までの約30%)を有人、それ以外は一部有人とする。  
 ※南魚崎は無人であるが、同一建屋に司令所があるので有人とする。



構造上の理由又は移動等円滑化基準第4条第3項の管理上の理由に係る基準により移動円滑化基準第4条への適合が困難な場合、その理由	うち、今後傾斜路を整備(新設及び改良)すれば移動等円滑化基準第4条(第3項の管理上の理由に係る基準を除く)に適合するもの。	うち、今後車いす対応型のエレベーター又はエスカレーターを整備(新設及び改良)すれば移動等円滑化基準第4条(第3項の管理上の理由に係る基準を除く)に適合するもの。	うち、構造上の理由によりEV又はESの設置が困難で、今後は車いす利用者用に適した昇降機を設ければ移動等円滑化基準第4条(第3項の管理上の理由に係る基準を除く)に適合するもの。	うち、構造上の理由又は移動等円滑化基準第4条第3項の管理上の理由による移動円滑化基準への適合が困難なもの。	移動等円滑化基準第4条に適合するため今後必要な措置	移動等円滑化基準第4条に適合するための対策の有無	構造上の理由又は移動等円滑化基準第4条第3項の管理上の理由による移動円滑化基準への適合が困難な場合、その理由	案内設備		便所が設置されている駅	うち、移動等円滑化基準には適合していないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所の設置の有無	転落防止のための設備の設置の有無	段差への対応状況	
								運行情報提供設備の有無(第10条に適合するもの)	点字による案内板等の設置の有無(第12条第2項に適合するもの)					
小計	0	0	0	0	0	0		6	6	6	0	6	6	6
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0
	0									0		0	0	0

番線(のりば)数(合計)	転落防止のための設備の設置の有無		
	ホームドア、可動式ホーム柵が設置されている番線(のりば)数	内方線付点状ブロックが設置されている番線(のりば)数	左2項目が設置されていない番線(のりば)数
2	2	0	0
3	3	0	0
2	2	0	0
1	1	0	0
2	2	0	0
2	2	0	0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
12	12	0	0

○ 6      ◎ 0  
 △ 0      ● 0  
                  ▲ 0  
                  ● 6

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 神戸市中央区港島6丁目6-1

事業者名 神戸新交通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。